

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目9番3号
世紀東急工業株式会社
取締役社長 佐 伯 清 之

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいませようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、きたる平成21年6月25日（木曜日）午後6時までには到着するように、折りかえしご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東大井五丁目18番1号
品川区立総合区民会館（きゅりあん） 1階 小ホール
（会場のフロアが前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.seikitokyu.co.jp>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国発の金融危機による影響が世界の実体経済に波及するなか、輸出の落ち込みや円高の進行、資源高等により企業収益は減少に転じ、また、年度後半にかけては生産調整の加速に伴い、雇用情勢が急速に悪化するなど、景気は後退色を強めながら推移いたしました。

道路建設業界におきましても、公共事業の減少傾向が続くなか、景気後退による設備投資意欲の減退や不動産市況の低迷を受け、建設市場は一段と冷え込み、年度前半における原油価格高騰による影響も相俟って、経営環境は引き続き厳しい状況となりました。

このような情勢のもと、当社グループでは、収益の源泉となる工事受注の確保や舗装用資材の販売促進等に全力を挙げて取り組むとともに、効率性の向上やコストコントロール、製品販売価格の改定に注力するなど、グループ一丸となって収益の改善に努めてまいりました。

その結果、当社グループの業績につきましては、受注高（製品売上高および不動産事業等売上高を含む）は686億68百万円（前連結会計年度比0.7%増）、売上高は625億98百万円（同12.0%減）、経常利益は4億89百万円（同0.7%減）、当期純利益は3億26百万円（同45.1%増）となりました。

部門別の事業の概況は以下のとおりであります。

「建設事業」

建設事業におきましては、市場環境の激変が続くなか、引き続き本支店・各事業所が連携を強化し、技術提案力の向上、環境関連技術をはじめとする差別化商品の営業展開に注力するとともに、工事利益の改善に向けた新たな施策に全社を挙げて取り組むことにより、収益の確保を図ってまいりました。

しかしながら、当連結会計年度の業績につきましては、企業間競争の激化に加え、前年度からの繰越工事高の減少、資材価格の高騰による影響などにより、受注高は482億95百万円（前連結会計年度比1.4%減）、完成工事高は422億24百万円（同18.7%減）、営業利益は7億62百万円（同45.3%減）にとどまる結果となりました。

なお、当連結会計年度における主要な受注工事および完成工事は、次のとおりであります。

(主要受注工事)

発注者	工事名	工事場所
独立行政法人都市再生機構	平成20年度盛岡南道路整備工事	岩手県
東日本高速道路株式会社	東北自動車道花巻～滝沢間舗装補修工事	岩手県
国土交通省北陸地方整備局	田伏・大和川舗装工事	新潟県
東京都	路面補修工事（1の9・遮熱性舗装）	東京都
防衛省南関東防衛局	防大（20）競技場改修土木その他工事	神奈川県
国土交通省中部地方整備局	平成20年度伊豆縦貫塚原道路舗装工事	静岡県
西日本高速道路株式会社	第二京阪道路枚方舗装工事	大阪府
国土交通省近畿地方整備局	2号須磨浦通電線共同溝工事	兵庫県
国土交通省中国地方整備局	倉敷立体中島地区舗装工事	岡山県
国土交通省九州地方整備局	佐賀497号浜玉地区舗装工事	佐賀県

(主要完成工事)

発注者	工事名	工事場所
国土交通省北海道開発局	一般国道36号札幌市月寒中央電線共同溝設置工事	北海道
農林水産省東北農政局	平鹿平野（二期）農業水利事業皆瀬4号幹線水路（その1）工事	秋田県
国土交通省東北地方整備局	東野道路改良舗装工事	山形県
国土交通省関東地方整備局	50号大塚町電線共同溝その3工事	茨城県
東京都	街路築造工事（19北北一小平3・3・8）	東京都
東京港埠頭株式会社	平成20年度大井北バンブル整備及び大井北シャーシブル改修工事	東京都
国土交通省中部地方整備局	平成19年度19号春日井共同溝路面復旧工事	愛知県
西日本高速道路株式会社	南大阪管内舗装補修工事	大阪府
国土交通省四国地方整備局	平成19年度沖浜地区電線共同溝（その2）工事	徳島県
国土交通省九州地方整備局	福岡201号多田地区舗装工事	福岡県

「舗装資材製造販売事業」

舗装資材製造販売事業におきましては、道路建設投資の減少が続く厳しい事業環境のなか、引き続き製造効率の向上や原材料価格高騰に伴う販売価格の見直しを進める一方、今後の成長が見込まれる再生事業の強化に向け基幹工場のリサイクル設備を更新するなど、収益の拡大、さらには将来を見据えた事業基盤の強化にも積極的に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、製品売上高は281億9百万円（同3.2%増）、営業利益は28億18百万円（同80.5%増）となりました。

「不動産事業等」

不動産事業等におきましては、売上高は6億33百万円（同4.4%減）、営業利益は97百万円（同11.7%減）となりました。

当社の事業の概況は以下のとおりであります。

当事業年度の業績につきましては、受注高（製品売上高を含む）は676億89百万円（前年同期比0.7%増）、売上高は616億24百万円（同12.0%減）となりました。また、損益につきましては、前事業年度において子会社からの受取配当金3億85百万円を計上したことから、前年同期と比較し大幅な減益となり、経常利益は3億76百万円（同51.5%減）、当期純利益は2億43百万円（同7.2%減）となりました。

なお、剰余金の配当につきましては、以上のような業績を勘案するとともに、厳しい経営環境を踏まえ、財務体質の強化と内部留保の充実を早期に図るべく、誠に遺憾ながら当期の期末配当を見送らせていただくことといたしました。株主の皆様には、深くお詫び申し上げますとともに、何卒事情ご賢察のうえ、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

「当社における部門別受注高、売上高および繰越高」

（単位：百万円）

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
工 事 部 門	アスファルト舗装	11,541	36,667	31,941	16,266
	コンクリート舗装	306	566	873	—
	土 木 工 事 等	2,510	10,300	8,654	4,157
	計	14,358	47,534	41,469	20,424
製 品 部 門 等	—	20,155	20,155	—	
合 計	14,358	67,689	61,624	20,424	

(2) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、世界同時不況の様相が強まるなか、平成21年度の実質国内総生産は2年連続でマイナス成長になるとの見方が示されており、国内景気が下げ止まり、さらに回復に向かうにはなお相当の時間を要するものと思われまます。

道路建設業界におきましても、政府の経済対策による一時的な建設需要の増加は期待されるものの、国・地方の財政状況を反映した公共投資の抑制傾向は今後も続く見通しであり、厳しい企業間競争が続くのは必至の情勢であります。また、顧客ニーズの多様化、構造改革への社会的要請の高まりなど、建設産業は大きな転換期を迎えており、そのなかで企業が競争の優位性を確保していくためには、新たな市場環境への迅速かつ適確な対応が必要不可欠となっております。

このような状況のもと、当社グループでは、事業環境の変化に即応する対応力を強化すべく、経営資源の効率的な活用はもとより、民間工事の受注拡大や公共工事における総合評価落札方式の普及を見据えた営業体制の再構築、今後とも成長が見込まれる環境関連事業の拡充、さらには事業活動の基礎となる人材の確保育成を重点施策として位置づけ、引き続きこれらの実践に総力を挙げて取り組んでまいります。

また、安定した経営基盤の確立に向け、あらゆる部門においてコストコントロールを徹底するなど、全社を挙げて収益力の向上と財務体質の強化に努めるとともに、株主様をはじめとする全てのステークホルダーの信頼を克ちとるべく、業績の回復はもとより、環境保全や品質確保、内部統制システムの整備などへの取り組みをより一層強化し、持続的な企業価値の向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は11億22百万円であり、主要な設備投資は次のとおりであります。

「舗装資材製造販売事業」

当 社	竹原合材工場	事業用地追加取得
当 社	朝霞合材工場	リサイクル設備更新

(4) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第57期 (平成17年度)	第58期 (平成18年度)	第59期 (平成19年度)	第60期(当連結会計年度) (平成20年度)
受 注 高	65,852百万円	71,595百万円	68,198百万円	68,668百万円
売 上 高	64,204百万円	70,442百万円	71,172百万円	62,598百万円
経 常 利 益	△ 770百万円	220百万円	493百万円	489百万円
当 期 純 利 益	△15,218百万円	752百万円	224百万円	326百万円
1株当たり当期純利益	△ 151円19銭	5円39銭	1円61銭	2円30銭
総 資 産	53,649百万円	49,082百万円	49,237百万円	48,069百万円
純 資 産	3,980百万円	4,626百万円	4,780百万円	5,065百万円

(注) 1. △印は損失を示しております。

2. 第58期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

3. 第57期においては、受注高については増加に転じたものの、期中完成工事高の大幅な減少などにより経常損失は7億70百万円となり、さらに減損会計の適用等により多額の特別損失を計上した結果、当期純損失は152億18百万円となりました。

4. 第58期においては、各事業部門とも堅調に推移したことにより経常利益は2億20百万円となり、さらにゴルフ場事業の売却益を計上したこと等により当期純利益は7億52百万円となりました。

5. 第59期においては、市場縮小に伴う価格競争の激化に加え、原油高による資材価格高騰の影響を受けたものの、経常利益は4億93百万円、当期純利益は2億24百万円をそれぞれ確保いたしました。

6. 第60期(当連結会計年度)においては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
新世紀工業株式会社	49	100.00	舗装用資材の製造販売
エステイ建材株式会社	35	100.00	産業廃棄物の処理
エス・ティ・サービス株式会社	50	100.00	自動車等の販売および賃貸
株式会社水戸プロパティ	10	100.00	不動産の賃貸
中外エンジニアリング株式会社	10	100.00	土木工事の設計および施工管理

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社5社を含め10社であります。

(7) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、建設事業および舗装資材製造販売事業を主要な事業内容としており、東急グループの一員として建設事業の分野を担っております。

当社は、建設業法により特定建設業者「(特-19) 第1962号」として国土交通大臣許可を受け、舗装工事、土木工事および水利工事などを行っております。また、アスファルト合材などの製造および販売ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「(1) 第83097号」として東京都知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成21年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所および工場

本 店：東京都港区芝公園二丁目9番3号

支 店：北海道支店（北海道） 九州支店（福岡県）
東北支店（宮城県） 沖縄支店（沖縄県）
北陸支店（新潟県） 北関東支店（埼玉県）
名古屋支店（愛知県） 東関東支店（千葉県）
関西支店（大阪府） 東京支店（東京都）
中国支店（広島県） 横浜支店（神奈川県）
四国支店（香川県） 関東製販事業部（東京都）

営業所等：（62カ所）

技術研究所：（栃木県）

試験所：（7カ所）

機材センター：（栃木県）

合材混合所等：（50カ所）

(注) 平成21年4月1日付をもって、四国支店を廃止いたしました。

② 重要な子会社

新世紀工業株式会社(奈良県)

エスティ建材株式会社(福岡県)

エス・ティ・サービス株式会社(東京都)

株式会社水戸プロパティ(東京都)

中外エンジニアリング株式会社(東京都)

(9) 従業員の状況(平成21年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
865名	4名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
851名	6名増	42.0歳	17.4年

(10) 主要な借入先(平成21年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,499
株式会社みずほコーポレート銀行	3,325
株式会社三井住友銀行	2,891
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,134

百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	500,000,000株
普通株式	481,600,000株
A種優先株式	6,000,000株
B種優先株式	12,400,000株

(2) 発行済株式の総数	142,553,965株
普通株式	124,453,965株
A種優先株式	6,000,000株
B種優先株式	12,100,000株

(注) 当事業年度中において、B種優先株式の取得請求権行使に伴い、普通株式3,000,000株を発行いたしました。また、取得により自己株式となりましたB種優先株式300,000株につきましては、平成21年3月31日付をもってすべて消却いたしました。この結果、発行済株式の総数は前事業年度末と比較して2,700,000株増加いたしました。

(3) 株主数	
普通株式	6,888名（前事業年度末比 98名増）
A種優先株式	1名
B種優先株式	2名

(4) 大株主 「普通株式」

株主名	持株数	出資比率
	千株	%
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー投資事業組合	37,000	29.77
東急建設株式会社	29,659	23.87
東京急行電鉄株式会社	7,669	6.17
三菱商事株式会社	3,000	2.41
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	2,901	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	2,072	1.67
世紀東急工業従業員持株会	1,924	1.55
株式会社 五十畑	1,000	0.80
世紀東急工業取引先持株会	790	0.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	650	0.52

(注) 出資比率につきましては、自己株式（186,682株）を控除して算出しております。

「A種優先株式」

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
東 急 建 設 株 式 会 社	6,000 ^{千株}	100.00 [%]

(注) A種優先株式につきましては、議決権を有していません。

「B種優先株式」

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー投資事業組合	11,800 ^{千株}	97.52 [%]
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	300	2.48

(注) B種優先株式につきましては、議決権を有していません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成21年3月31日現在）

当社における地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況等
※取締役社長	佐伯清之	
※専務取締役	菊地賢三	技術本部長
※常務取締役	小寺浩	事業推進本部長
取締役相談役	奥澤靖司	
取締役	佐藤俊昭	総務人事部・財務部管掌
取締役	伊東正博	九州支店長兼事務管理部長兼製品部長
取締役	會田清	事業推進本部副本部長兼工務部長
取締役	渡邊彰	フェニックス・キャピタル株式会社取締役
取締役	野本弘文	東京急行電鉄株式会社専務取締役
取締役	市川正美	東急建設株式会社代表取締役社長
取締役	前野龍三	フェニックス・キャピタル株式会社ディレクター
常勤監査役	宇佐美和喜	
常勤監査役	高田周治	
監査役	岩田哲夫	東京急行電鉄株式会社常勤監査役
監査役	富田勉	東急建設株式会社常勤監査役
監査役	下澤賢治	東急建設株式会社常勤監査役

- (注) 1. ※は代表権を有する取締役であります。
2. 取締役 渡邊 彰、野本弘文、市川正美、前野龍三の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 岩田哲夫、富田 勉、下澤賢治の各氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 高田周治氏は、東急建設株式会社において長年にわたる経理部門の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成20年6月27日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役専務 鳥居康政、常務取締役 中川 幸、北村一恭、取締役 番場正夫、奥平真誠、奥元豊貞、中原徹郎の各氏は任期満了により退任いたしました。
6. 平成20年6月27日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、監査役 山田匡通、堀江俊一、大駒武夫の各氏は辞任いたしました。
7. 平成20年6月27日開催の第59回定時株主総会において、野本弘文、前野龍三の両氏は取締役に、高田周治、岩田哲夫、富田 勉、下澤賢治の各氏は監査役にそれぞれ新たに選任され就任いたしました。
8. 当事業年度中の取締役および監査役の地位および担当等の異動
- (1) 平成20年6月27日付をもって常務取締役 小寺 浩氏は代表取締役専務に、代表取締役会長 奥澤靖司氏は取締役相談役に、監査役 高田周治氏は常勤監査役にそれぞれ就任いたしました。
- (2) 平成20年6月27日付をもって取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	変更後の担当	変更前の担当
菊地賢三	技術本部長	事業推進本部管掌 技師長
佐藤俊昭	総務人事部・財務部管掌	管理部門管掌

- (3) 平成20年6月25日付をもって取締役 渡邊 彰氏は、フェニックス・キャピタル株式会社の代表取締役CEOを退任いたしました。

(2) 当事業年度にかかる取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	13名	75百万円	(うち社外取締役 一名 一百万円)
監 査 役	3名	16百万円	(うち社外監査役 1名 0百万円)
合 計	16名	91百万円	(うち社外役員 1名 0百万円)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役(6名)に対する使用人給与相当額37百万円を支給しております。
2. 当事業年度末現在の人員数は取締役11名(うち社外取締役4名)、監査役5名(うち社外監査役3名)であります。なお、上記の支給人員との相違は、平成20年6月27日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名、監査役1名(うち社外監査役1名)が含まれていること、また無報酬の取締役4名(うち社外取締役4名)、監査役3名(うち社外監査役3名)がそれぞれ在任していることによるものであります。
3. 平成18年6月29日開催の第57回定時株主総会において、取締役(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)の報酬限度額は年額3億24百万円以内、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内とそれぞれ決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等または社外役員との兼任状況

区 分	氏 名	他の会社の業務執行取締役等または社外役員との兼任状況
取 締 役	渡 邊 彰	日本リバイバル債権回収株式会社 代表取締役社長 フェニックス・キャピタル株式会社 取締役 東急建設株式会社 社外取締役 ティアック株式会社 社外取締役
取 締 役	野 本 弘 文	東京急行電鉄株式会社 専務取締役 株式会社東急コミュニティー 社外取締役
取 締 役	市 川 正 美	東急建設株式会社 代表取締役社長
取 締 役	前 野 龍 三	フェニックス・キャピタル株式会社 ディレクター ゴールドバック株式会社 社外取締役
監 査 役	岩 田 哲 夫	東京急行電鉄株式会社 社外監査役 東急建設株式会社 社外監査役 シロキ工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. フェニックス・キャピタル株式会社は当社の株式を48,800千株(普通株式37,000千株、B種優先株式11,800千株)保有するフェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー投資事業組合の業務執行組合員であります。
2. 東急建設株式会社は当社の株式を35,659千株(普通株式29,659千株、A種優先株式6,000千株)保有いたしております。
3. 東京急行電鉄株式会社は当社の普通株式を7,669千株保有いたしております。
4. 当社と東急建設株式会社ならびに東京急行電鉄株式会社との間に土木工事請負受託等の取引があります。また、東急建設株式会社は当社と同一の事業の部類に属する事業を行っております。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役および社外監査役の各氏は、取締役会または監査役会において、それぞれその豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたる事項につき意見表明を行うほか、監査結果の意見交換や監査に関する重要事項について協議を行うなど、必要に応じ適宜発言をいたしております。

なお、当事業年度における取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりであります。

区 分	氏 名	取締役会（13回開催）	監査役会（5回開催）
取 締 役	渡 邊 彰	13回出席	—
取 締 役	野 本 弘 文	9回出席	—
取 締 役	市 川 正 美	13回出席	—
取 締 役	前 野 龍 三	10回出席	—
監 査 役	岩 田 哲 夫	9回出席	2回出席
監 査 役	富 田 勉	10回出席	3回出席
監 査 役	下 澤 賢 治	10回出席	3回出席

- (注) 1. 取締役 野本弘文、前野龍三の両氏は平成20年6月27日開催の第59回定時株主総会において選任され就任いたしました。両氏の就任後に開催された取締役会は10回であります。
2. 監査役 岩田哲夫、富田 勉、下澤賢治の各氏は平成20年6月27日開催の第59回定時株主総会において選任され就任いたしました。各氏の就任後に開催された取締役会は10回、監査役会は3回であります。
3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日付をもって、新日本監査法人から名称を変更いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

55百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

55百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

内部統制評価体制構築に関する助言業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する決議の内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令順守はもとより企業倫理や環境問題等の社会的責任に基づいた企業行動の徹底を図るため、専門部署による定期的な研修等を通じ、「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」に基づくコンプライアンス経営を推進するものとしております。

また、その実効性を確保するため、内部通報制度を構築・運用するほか、本社内に組成する監査チームが部門横断的に連携して内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するものとしております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程を整備し、適切に保存および管理を行うものとしております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動におけるリスクに適切に対処するため、事業ごとにリスクの認識・評価・改善状況の検証を行うものとしております。

また、新たに生じた重大なリスクについては、必要に応じ対応責任者となる取締役を定め、事業活動における損失の最小化を図るものとしております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

権限と責任の所在を明確化するとともに、重要な情報が適切に報告され、また指示事項が組織全体に確実に伝達される仕組みを整備するものとしております。

また、重要事項については、経営会議において多面的な検討を経て、適切かつ効率的に意思決定を行うものとしております。

- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

「東急グループコンプライアンス指針」ならびに「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」に基づき、コンプライアンスを含めた内部統制を当社グループにおいて一体的に推進するものとしており、当社は子会社および関連会社に対し、内部監査およびモニタリングを実施するほか、各社の業務執行者は、当社監査役に対し情報提供などの協力を行うものとしております。

また、財務報告の適正性を確保することの重要性を認識し、全役職員に対しあらゆる機会を捉え周知徹底を図るものとしております。

(6) 監査役に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を置くとともに、当該使用人については取締役からの独立性を確保するための措置を講じるものとしております。

また、内部監査部門や会計監査人との連携強化に努めるほか、重要な会議への出席機会を確保するとともに、監査役に対する業務執行状況や重要なリスク等の報告体制を確保し、情報収集および監査役監査の環境整備に努めるものとしております。

(注) 記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,544	流動負債	29,081
現金預金	880	支払手形・工事未払金等	22,361
受取手形・完成工事未収入金等	21,518	短期借入金	1,579
未成工事支出金	5,079	未払法人税等	102
材料貯蔵品	315	未成工事受入金	3,843
その他	2,875	完成工事補償引当金	144
貸倒引当金	△ 125	工事損失引当金	40
固定資産	17,524	賞与引当金	272
有形固定資産	16,588	その他	737
建物・構築物	2,037	固定負債	13,922
機械・運搬具・工具器具備品	2,091	長期借入金	10,665
土地	12,296	退職給付引当金	3,229
建設仮勘定	163	その他	28
無形固定資産	148	負債合計	43,004
投資その他の資産	787	(純資産の部)	
投資有価証券	263	株主資本	5,054
破産更生債権等	919	資本金	2,000
その他	379	資本剰余金	1,550
貸倒引当金	△ 774	利益剰余金	1,523
資産合計	48,069	自己株式	△ 18
		評価・換算差額等	10
		その他有価証券評価差額金	10
		純資産合計	5,065
		負債純資産合計	48,069

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高		
完成工事高	42,224	
製品売上高	20,219	
不動産事業等売上高	154	62,598
売 上 原 価		
完成工事原価	39,986	
製品売上原価	16,975	
不動産事業等売上原価	94	57,056
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	2,237	
製品売上総利益	3,244	
不動産事業等総利益	59	5,541
販売費及び一般管理費		4,716
営 業 利 益		825
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	5	
受取遅延利息	8	
土地賃貸料	17	
受取保険金	9	
その他	21	71
営業外費用		
支払利息	349	
その他	57	407
経 常 利 益		489
特別利益		
固定資産売却益	8	
貸倒引当金戻入額	8	
その他	2	20
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	12	
工事違約金	43	
その他	11	75
税金等調整前当期純利益		434
法人税、住民税及び事業税		85
過年度法人税等		21
当 期 純 利 益		326

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	2,000	1,550	1,196	△17	4,729
連結会計年度中の変動額					
当期純利益			326		326
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	326	△1	324
平成21年3月31日残高	2,000	1,550	1,523	△18	5,054

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日残高	51	51	4,780
連結会計年度中の変動額			
当期純利益			326
自己株式の取得			△1
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△40	△40	△40
連結会計年度中の変動額合計	△40	△40	284
平成21年3月31日残高	10	10	5,065

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	10社
連結子会社の名称	新世紀工業株式会社 株式会社水戸プロパティ エステイ建材株式会社 エス・ティ・サービス株式会社 やまびこ工業株式会社 株式会社大和舗道 ほくりく工業株式会社 みちのく工業株式会社 若栗建材株式会社 中外エンジニアリング株式会社

(2) 非連結子会社の状況

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の会社はありません。

持分法非適用の非連結子会社
該当ありません。

持分法非適用の関連会社の名称
ガルフシール工業株式会社
能登アスコン株式会社

持分法非適用の関連会社の過去5年間における平均の当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等のそれぞれの合計額は、いずれも僅少であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結決算期と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

<会計方針の変更>

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を当連結会計年度より適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。この変更により、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ10百万円減少しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降の新規取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 … 7～50年

機械・運搬具・工具器具備品 … 5～7年

- ② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

<会計方針の変更>

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

<追加情報>

当社及び当社連結子会社は、減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税法の改正を契機として、機械装置の耐用年数について、資産の利用状況等の見直しを行い、当事業年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金は、完成工事のかし担保等の費用に充てるため、当連結会計年度及び過年度の実績率を基礎に将来の支出見込みを勘案して計上しております。
- ③ 工事損失引当金は、工事受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における工事受注契約に係る損失見込額を計上しております。
- ④ 賞与引当金は、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上することとしております。
- ⑤ 退職給付引当金は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異（1,769百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ翌連結会計年度から費用処理しております。

<追加情報>

当社は、平成21年1月1日付けで退職年金制度の改正を行い、従来の適格退職年金制度から規約型確定給付企業年金に移行しております。この制度変更による影響は軽微であります。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
(1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
(2) 連結納税制度を適用しております。
6. 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

- | | | | |
|----|---|-------|-----------|
| 1. | 有形固定資産の減価償却累計額 | | 18,208百万円 |
| 2. | 担保に供している資産及び担保に係る債務 | | |
| ① | 担保に供している資産 | 建物 | 791百万円 |
| | | 土地 | 9,548百万円 |
| ② | 担保に係る債務 | 短期借入金 | 1,000百万円 |
| | | 長期借入金 | 10,665百万円 |
| 3. | 保証債務 | | 5百万円 |
| 4. | 破産更生債権等と貸倒引当金の直接減額表示 | | |
| | 債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金（当連結会計年度末22,145百万円）を債権から直接減額しております。 | | |

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | | |
|----|------------------------------|--------------|
| 1. | 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式総数 | |
| | 普通株式 | 124,453,965株 |
| | A種優先株式 | 6,000,000株 |
| | B種優先株式 | 12,100,000株 |
| 2. | 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数 | |
| | 普通株式 | 186,682株 |

IV. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------|----------|
| 1 株当たり純資産額 | △ 32円07銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 2円30銭 |

1株当たり純資産額は、期末純資産額から優先株式の払込金額9,050百万円を控除した、普通株式に係る期末純資産額を普通株式の期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

V. その他の注記

1. 当社は平成17年9月に株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しております（当連結会計年度末タームローン残高11,665百万円。ただしコミットメントラインは平成18年9月をもって終了しております）。

なお、当該シンジケートローン契約には以下の財務制限条項（平成18年9月27日付で一部変更）が付されております。

- ① 各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における資本の部の金額を、平成18年3月期においては30億円以上にそれぞれ維持し、平成19年3月期以降の各期においては当該決算期の直前の決算期または平成18年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における資本の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ② 各決算期の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 各決算期の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・レバレッジ・レシオを、平成18年3月期においては11.0以下に維持し、平成19年3月期以降の各決算期においては15.0以下にそれぞれ維持すること。
- ④ 各決算期の連結損益計算書におけるインタレスト・カバレッジ・レシオ（当該損益計算書における「営業利益」の金額を「支払利息」の金額で除した数値をいう。）を、平成18年3月期においては2.0以上に維持し、平成19年3月期以降の各期においては1.3以上にそれぞれ維持すること。
- ⑤ 平成19年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,409	流動負債	29,045
現金預金	826	支払手形	8,273
受取手形	1,052	工事未払金	9,218
完成工事未収入金	12,257	買掛金	4,534
売掛金	7,934	短期借入金	1,752
販売用不動産	52	未払法人税等	102
未成工事支出金	5,072	未成工事受入金	3,833
材料貯蔵品	238	完成工事補償引当金	144
未収入金	1,384	工事損失引当金	40
信託受益権	1,412	賞与引当金	267
その他	316	営業外支払手形	186
貸倒引当金	△ 138	その他の他	693
固定資産	17,266	固定負債	13,915
有形固定資産	16,036	長期借入金	10,665
建物・構築物	2,001	退職給付引当金	3,222
機械・運搬具	1,596	その他の他	28
工具器具・備品	71	負債合計	42,961
土地	12,203	(純資産の部)	
建設仮勘定	163	株主資本	4,705
無形固定資産	90	資本金	2,000
投資その他の資産	1,139	資本剰余金	1,550
投資有価証券	256	資本準備金	500
関係会社株式	201	その他資本剰余金	1,050
長期貸付金	198	利益剰余金	1,173
破産更生債権等	919	その他利益剰余金	1,173
その他	443	繰越利益剰余金	1,173
貸倒引当金	△ 880	自己株式	△ 18
		評価・換算差額等	10
		その他有価証券評価差額金	10
資産合計	47,676	純資産合計	4,715
		負債純資産合計	47,676

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高		
完成工事高	41,469	
製品売上高	20,155	61,624
売 上 原 価		
完成工事原価	39,401	
製品売上原価	16,900	56,301
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	2,068	
製品売上総利益	3,254	5,322
販売費及び一般管理費		4,621
営 業 利 益		701
営業外収益		
受取利息配当金	24	
土地賃貸料	19	
受取保険金	9	
その他	29	82
営業外費用		
支払利息	349	
その他	58	408
経 常 利 益		376
特別利益		
固定資産売却益	8	
貸倒引当金戻入額	8	
その他	1	18
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	12	
工事違約金	43	
その他	18	82
税 引 前 当 期 純 利 益		312
法人税、住民税及び事業税		49
過年度法人税等		19
当 期 純 利 益		243

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計		
平成20年3月31日残高	2,000	500	1,050	1,550	930	930	△17	4,463
事業年度中の変動額								
当期純利益					243	243		243
自己株式の取得							△1	△1
自己株式の処分			△0	△0			0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	243	243	△1	241
平成21年3月31日残高	2,000	500	1,050	1,550	1,173	1,173	△18	4,705

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日残高	51	51	4,514
事業年度中の変動額			
当期純利益			243
自己株式の取得			△1
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△40	△40	△40
事業年度中の変動額合計	△40	△40	201
平成21年3月31日残高	10	10	4,715

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び未成工事支出金 … 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品 … 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

<会計方針の変更>

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を当事業年度より適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。この変更により、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ10百万円減少しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後の新規取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 … 7～50年

機械・運搬具 … 5～7年

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

<会計方針の変更>

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

<追加情報>

当社は、減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税法の改正を契機として、機械装置の耐用年数について、資産の利用状況等の見直しを行い、当事業年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金は、完成工事のかし担保等の費用に充てるため、当事業年度及び過年度の実績率を基礎に将来の支出見込みを勘案して計上しております。
- ③ 工事損失引当金は、工事受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末における工事受注契約に係る損失見込額を計上しております。
- ④ 賞与引当金は、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異（1,769百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ翌期から費用処理しております。

<追加情報>

当社は、平成21年1月1日付けで退職年金制度の改正を行い、従来の適格退職年金制度から規約型確定給付企業年金に移行しております。この制度変更による影響は軽微であります。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 17,373百万円 | |
| (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務 | | |
| ① 担保に供している資産 | 建物 | 778百万円 |
| | 土地 | 9,548百万円 |
| ② 担保に係る債務 | 短期借入金 | 1,000百万円 |
| | 長期借入金 | 10,665百万円 |
| (3) 保証債務 | | 5百万円 |
| (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | | |
| ① 短期金銭債権 | | 1,888百万円 |
| ② 長期金銭債権 | | 281百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | | 739百万円 |
| (5) 破産更生債権等と貸倒引当金の直接減額表示 | | |
| 債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金（当事業年度末22,025百万円）を債権から直接減額しております。 | | |

3. 損益計算書に関する注記

- | | | |
|-------------------|-----|----------|
| (1) 関係会社との取引高 | | |
| ① 営業取引による取引高 | | |
| | 売上高 | 4,103百万円 |
| | 仕入高 | 961百万円 |
| ② 営業取引以外の取引による取引高 | | 14百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
 普通株式 186,682株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,624百万円
退職給付引当金繰入限度超過額	1,311百万円
長期販売用会員権評価損	341百万円
投資有価証券評価損	121百万円
ゴルフ会員権評価損	230百万円
子会社株式評価損	5,377百万円
減損損失	881百万円
販売用不動産評価損	103百万円
繰越欠損金	4,380百万円
その他	212百万円
繰延税金資産小計	14,584百万円
評価性引当額	△ 14,584百万円
繰延税金資産合計	—

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	東急建設㈱	(被所有) 直接23.9%	役員の兼任 工事の請負	完成工事高	2,583	完成工事 未収入金	633

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 工事の請負については、工事ごとに見積額を提示した上で、一般取引先と同様の条件で決定されております。
- ② 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	新世紀工業㈱	(所有) 直接 100%	役員の兼任 舗装資材の販売	製品売上高	1,262	売掛金	931

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 舗装資材の販売については、市場価格、総原価等を勘案した上で販売単価を決定しております。
- ② 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	東急ファイナンスアンドアカウンティング㈱	—	運転資金の貸借	資金の借入 支払利息	579 27	短期借入金	579

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 資金管理を東急グループ全体で統合管理するキャッシュマネジメントシステムに係るものであり期末残高を記載しております。
- ② 利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	△ 34円88銭
1株当たり当期純利益	1円71銭

1株当たり純資産額は、期末純資産額から優先株式の払込金額9,050百万円を控除した、普通株式に係る期末純資産額を普通株式の期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

8. その他の注記

(1) 当社は平成17年9月に株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しております（当事業年度末タームローン残高11,665百万円。ただしコミットメントラインは平成18年9月をもって終了しております）。

なお、当該シンジケートローン契約には以下の財務制限条項（平成18年9月27日付で一部変更）が付されております。

- ① 各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における資本の部の金額を、平成18年3月期においては30億円以上にそれぞれ維持し、平成19年3月期以降の各期においては当該決算期の直前の決算期または平成18年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における資本の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ② 各決算期の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 各決算期の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・レバレッジ・レシオを、平成18年3月期においては11.0以下に維持し、平成19年3月期以降の各決算期においては15.0以下にそれぞれ維持すること。
- ④ 各決算期の連結損益計算書におけるインタレスト・カバレッジ・レシオ（当該損益計算書における「営業利益」の金額で除した数値をいう。）を、平成18年3月期においては2.0以上に維持し、平成19年3月期以降の各期においては1.3以上にそれぞれ維持すること。
- ⑤ 平成19年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月26日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 唐 澤 洋 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松 尾 浩 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世紀東急工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年5月26日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 唐 澤 洋 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 尾 浩 明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成21年5月28日

世紀東急工業株式会社 監査役会

常勤監査役	宇佐美	和	喜	㊟
常勤監査役	高田	周	治	㊟
社外監査役	岩田	田	哲	㊟
社外監査役	富	田	勉	㊟
社外監査役	下	澤	賢	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成21年1月5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下「決済合理化法」といいます。）が施行されたことにより、当社は株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされており、また、同法の施行により「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことから、現行定款第7条および第9条第2項を削除するとともに、現行定款第10条および第12条第3項について所要の変更を行うものであります。なお、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則として所要の規定を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法施行後の株主権行使の手続が株式取扱規程に定められていることを明確にするため、現行定款第13条について所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記条文の削除に伴い、現行定款第8条以下の条数を繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、条数の繰り上げのみの変更につきましては、条文の記載を省略いたしております。

（下線部分に変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第7条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
第9条 当社の単元株式数は全ての種類の株式につき1,000株とする。 ② <u>当社は第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	第8条 当社の単元株式数は全ての種類の株式につき1,000株とする。 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 	<p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利
<p>第12条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 	<p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条の3 当社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (省 略) 2. 第13条の2第1項、第2項、第5項、第6項および第7項の規定は、B種優先株式にこれを準用する。この場合、「A種優先株式」は「B種優先株式」と、「A種優先株主」は「B種優先株主」と、「A種優先登録株式質権者」は「B種優先登録株式質権者」とそれぞれ読み替えるものとする。 <p>第13条の5 第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p>	<p>第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条の3 当社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. 第12条の2第1項、第2項、第5項、第6項および第7項の規定は、B種優先株式にこれを準用する。この場合、「A種優先株式」は「B種優先株式」と、「A種優先株主」は「B種優先株主」と、「A種優先登録株式質権者」は「B種優先登録株式質権者」とそれぞれ読み替えるものとする。 <p>第12条の5 第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

第2号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役全員は、今回の定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する当社の 普通株式の数
1	佐伯清之 (昭和18年10月28日生)	昭和42年3月 東急建設(株)入社 平成14年6月 当社監査役 平成16年6月 東急建設(株)取締役兼常務執行役員 平成17年6月 当社専務取締役 平成19年6月 当社取締役社長(現)	株 5,000
2	菊地賢三 (昭和21年3月31日生)	昭和44年4月 建設省入省 平成9年4月 建設省九州地方建設局長 平成10年11月 (財)駐車場整備推進機構専務理事 平成14年4月 当社顧問 平成14年6月 当社専務取締役(現) 平成20年6月 当社技術本部長(現)	42,000
3	小寺浩 (昭和21年10月22日生)	昭和45年4月 東急道路(株)入社 平成14年4月 当社生産本部合材部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年4月 当社事業推進本部長(現) 平成18年6月 当社常務取締役(現)	11,000
4	佐藤俊昭 (昭和25年5月13日生)	昭和49年4月 東急道路(株)入社 平成10年4月 当社経理部長 平成16年6月 当社取締役(現)	7,000
5	渡邊彰 (昭和23年11月15日生)	昭和46年4月 (株)三菱銀行入社 平成11年6月 (株)東京三菱銀行取締役 平成12年6月 東京三菱証券(株)常務取締役 平成15年4月 日本リバイバル債権回収(株)取締役社長(現) 平成17年7月 フェニックス・キャピタル(株)取締役CEO 平成19年6月 当社取締役(現) 平成20年6月 フェニックス・キャピタル(株)取締役(現) (他の法人等の代表状況) 日本リバイバル債権回収(株)代表取締役社長	0
6	野本弘文 (昭和22年9月27日生)	昭和46年4月 東京急行電鉄(株)入社 平成20年1月 同社常務取締役 平成20年6月 当社取締役(現) 平成20年6月 東京急行電鉄(株)専務取締役(現)	0

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する当社の 普通株式の数
7	市川正美 (昭和15年3月4日生)	昭和38年4月 大成建設(株)入社 平成14年4月 同社取締役副社長 平成19年6月 東急建設(株)取締役社長(現) 平成19年6月 当社取締役(現) (他の法人等の代表状況) 東急建設(株)代表取締役社長	株 0
8	前野龍三 (昭和46年10月1日生)	平成6年4月 (株)三菱銀行入社 平成20年1月 フェニックス・キャピタル(株) ディレクター(現) 平成20年6月 当社取締役(現)	0
9	森山藤夫 (昭和24年4月5日生)	昭和43年3月 東急建設(株)入社 平成12年4月 当社名古屋支店工事部長 平成17年7月 当社名古屋支店長兼工事部長 平成18年4月 当社名古屋支店長兼事務管理 部長(現)	0
10	齋藤一彦 (昭和26年10月31日生)	昭和49年4月 東急道路(株)入社 平成10年4月 当社人事部長 平成16年7月 当社営業本部営業企画部長 平成19年6月 当社事業推進本部事業推進 部長(現)	2,000

(注) 1. 取締役候補者のうち、現に取締役である候補者の担当については、事業報告11頁に記載のとおりであります。

2. 取締役候補者市川正美氏は、東急建設(株)の代表取締役社長を兼務しており、当社と当社との間に土木工事請負受託等の取引があります。また、当社は当社と同一の部類に属する事業を行っております。

なお、その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者渡邊 彰、野本弘文、市川正美、前野龍三の各氏は社外取締役候補者であります。

なお、社外取締役候補者の選任理由等については、次のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由について

① 渡邊 彰氏は、金融機関およびフェニックス・キャピタル(株)において長年にわたり経営に携わられており、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社が企業価値の向上を図るうえで、有益な指導・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

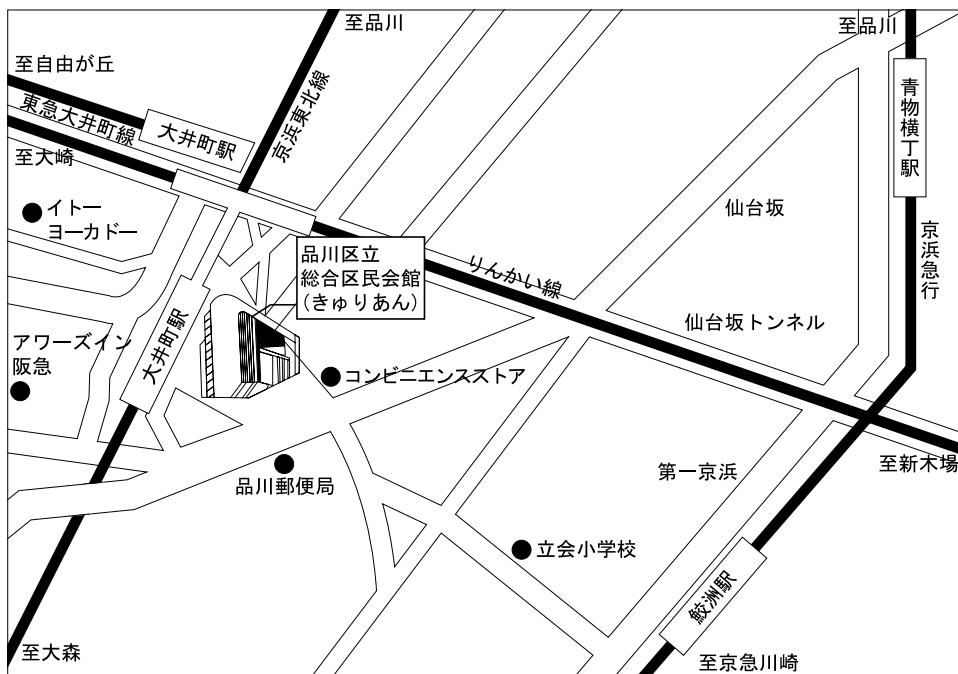
② 野本弘文氏は、東京急行電鉄(株)において長年にわたり業務・経営に携わられており、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

③ 市川正美氏は、東急建設(株)の代表取締役社長であり、また建設業界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- ④ 前野龍三氏は、金融機関およびフェニックス・キャピタル㈱において培われた専門的な知識・経験に基づき、当社が企業価値の向上を図るうえで、有益な指導・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は過去２年間のうちに当社の主要な借入先であり特定関係事業者に該当する ㈱三菱東京UFJ銀行の従業員として給与の支給を受けております。
- (2) 取締役等に就任している他の会社に関する事項および当該他の会社の社外取締役または監査役に就任している場合の特記事項
- ① 渡邊 彰氏が平成18年6月まで社外取締役役に就任していた不動建設㈱において、その在任中に、同社社員が関与した東京都発注工事を巡る談合事件発生事実がありました。同氏は同事件の発生まで当該事実を認識しておりませんでした。同氏は同事件の発生より法令順守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止のための提言を行うなど、その職責を適切に遂行してまいりました。
- また、同氏が平成19年6月より社外取締役に就任している東急建設㈱において、その在任中に、北海道茅部郡森町発注工事を巡る談合事件に関し、同社社員が有罪判決を受ける事実がありました。同氏は同工事の受注後に就任し、同事件の発生まで当該事実を認識しておりませんでした。同氏は同事件の発生より法令順守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止のための提言を行うなど、その職責を適切に遂行してまいりました。
- ② 市川正美氏が平成19年5月まで取締役に就任していた大成建設㈱において、その在任中に発生した防衛施設庁発注工事および名古屋市発注工事を巡る談合事件に関し、国土交通省より営業停止処分を受ける事実がありました。
- また、同氏が平成19年6月より代表取締役社長に就任している東急建設㈱において、その在任中に、北海道茅部郡森町発注工事を巡る談合事件に関し、同社社員が有罪判決を受ける事実がありました。同氏は同工事の受注後に就任し、同事件には関与しておらず、また、同事実発生後においては法令順守および再発防止策の徹底に尽力するなど、その職務を果たしてまいりました。
- (3) 当社の社外取締役に就任してからの年数
今回の定時株主総会終結の時をもって、渡邊 彰、市川正美の両氏の社外取締役在任期間は2年、野本弘文、前野龍三の両氏の社外取締役在任期間は1年となります。
- (4) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、渡邊 彰、野本弘文、市川正美、前野龍三の各氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。

以上

■株主総会会場ご案内図



品川区立総合区民会館(きゅりあん) 1階 小ホール

会場のフロアが前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

東京都品川区東大井五丁目18番1号

●大井町駅(JR京浜東北線、りんかい線、東急大井町線)下車徒歩1分



環境に優しい大豆油インキを使用しています